

芽室町地域防災計画 (資料編)

令和6年3月

芽 室 町

目次

芽室町防災会議条例.....	1
芽室町災害対策本部条例.....	3
災害時優先電話一覧.....	4
芽室町防災無線移動無線局一覧.....	5
重要水防箇所（帯広建設管理部（知事管理区間））.....	8
重要水防箇所評定一覧表（帯広開発建設部）.....	9
土砂災害警戒区域等一覧.....	11
災害協定締結先一覧.....	12
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定.....	19
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目.....	22
定住自立圏の形成に関する協定書（北海道帯広市）.....	24
災害時の相互応援に関する協定書（北海道広尾郡広尾町）.....	26
災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐川郡揖斐川町）.....	28
災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐郡大野町）.....	30
災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐郡池田町）.....	32
北海道の活断層.....	34

芽室町防災会議条例

(昭和38年2月12日条例第4号)

改正 昭和48年6月23日条例第42号
平成10年3月12日条例第3号
平成12年3月10日条例第3号
平成17年6月10日条例第24号
平成24年12月4日条例第30号
平成28年3月8日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芽室町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芽室町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に掲げる重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長のその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) とかち広域消防事務組合芽室消防署長
 - (8) 芽室消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月1日から施行する

附 則 (昭和48年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

芽室町災害対策本部条例

(昭和38年2月12日条例第5号)

改正 平成10年3月12日条例第4号

平成24年12月4日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第8項の規定に基づき、芽室町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策本部等の職務)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害本部の事務を統括し、同条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害時優先電話一覧

電話機設置場所	住所（設置場所）	電話番号
芽室町役場庁舎 2階会議室	芽室町東 2条 2丁目 14	0155-62-2576
芽室町役場庁舎 2階FAX	〃	0155-62-4599
上美生農村環境改善センター	芽室町上美生 4線34	0155-66-2442
芽室町役場車両センター	芽室町西 4条 6丁目 1	0155-62-2037
芽室町斎場	芽室町上伏古10線 8	0155-66-2240
新嵐山牧場	芽室町中美生 4線33	0155-65-2150
美生コミュニティセンター	芽室町美生 2線40番地 9	0155-66-5961
芽室町浄水場	芽室町東 3条南 5丁目 1	0155-62-2048
第 1 汚水中継ポンプ	芽室町東11条10丁目 1	0155-62-3596
第 2 汚水中継ポンプ	芽室町西 4条 9丁目 7	0155-62-1621
国民宿舎新嵐山荘FAX（休止中）	芽室町中美生 2線42	0155-65-2123
芽室町学校給食センターFAX	芽室町東 7条南 3丁目 1	0155-62-1353
中央公民館	芽室町東 3条 3丁目	0155-62-4680
総合体育館	芽室町東 1条 8丁目	0155-62-1147
健康プラザ	芽室町西 3条 6丁目 1	0155-62-9966
温水プール	芽室町東 1条 8丁目	0155-62-6116
図書館	芽室町東 4条 3丁目 6	0155-62-1166
公立芽室病院	芽室町東 4条 3丁目 5	0155-62-2812
公立芽室病院	芽室町東 4条 3丁目 5	0155-62-2813
公園詰所	芽室町西 4条 6丁目 1	0155-62-3015
南地区コミュニティセンター	芽室町西 2条南 6丁目 1	0155-66-5961
坂の上コミュニティセンター	芽室町坂の上10線31番地17	0155-65-2621
中伏古コミュニティセンター	芽室町中伏古 6線17	0155-66-5961
ひばり福祉館	芽室町東 7条 5丁目 4番地 1	0155-66-5961
めむろ西子どもセンター	芽室町西 4条 4丁目	0155-62-9393
めむろてつなん保育所	芽室町西 2条南 6丁目 1	0155-62-2249
上美生保育所(休止中)	芽室町上美生 4線34	0155-66-2434
上伏古コミュニティセンター	芽室町上伏古 9線18番地 2	0155-66-5961
芽室小学校FAX	芽室町東 4条南 2丁目 1	0155-62-2577
上美生小学校	芽室町上美生 4線38	0155-66-2009
芽室西小学校	芽室町西 3条 6丁目 2	0155-62-1444
芽室南小学校	芽室町新生南 6線25	0155-62-4077
芽室中学校FAX	芽室町東 6条南 3丁目 1	0155-62-2988
上美生中学校	芽室町上美生 5線31	0155-66-2019
芽室西中学校	芽室町芽室 2線30番地	0155-62-6635

芽室町防災無線移動無線局一覧

識別信号	分類	配置場所
ぼうさいめむろ100		主統制台（総務課）
ぼうさいめむろ102		総務課
ぼうさいめむろ200	半固定	車両センター
ぼうさいめむろ201	半固定	防災拠点倉庫内（総務課）
ぼうさいめむろ202	半固定	浄水場
ぼうさいめむろ203	半固定	美生ダム管理棟
ぼうさいめむろ204	半固定	公立芽室病院
ぼうさいめむろ205	半固定	芽室消防署
ぼうさいめむろ206	可搬型	芽室小学校
ぼうさいめむろ207	可搬型	芽室西小学校
ぼうさいめむろ208	可搬型	芽室南小学校
ぼうさいめむろ209	可搬型	上美生小学校
ぼうさいめむろ210	可搬型	芽室中学校
ぼうさいめむろ211	可搬型	芽室西中学校
ぼうさいめむろ212	可搬型	上美生中学校
ぼうさいめむろ213	可搬型	芽室高等学校
ぼうさいめむろ214	可搬型	健康プラザ
ぼうさいめむろ215	可搬型	めむろ西子どもセンター
ぼうさいめむろ216	可搬型	総合体育館
ぼうさいめむろ217	可搬型	中央公民館
ぼうさいめむろ218	可搬型	保健福祉センター
ぼうさいめむろ219	可搬型	ねんりん
ぼうさいめむろ220	可搬型	上美生農村環境改善センター
ぼうさいめむろ221	可搬型	祥栄ふれ愛館
ぼうさいめむろ300	携帯局	総務課 1
ぼうさいめむろ301	携帯局	総務課 2
ぼうさいめむろ302	携帯局	総務課 3
ぼうさいめむろ303	携帯局	総務課 4
ぼうさいめむろ304	携帯局	総務課 5
ぼうさいめむろ305	携帯局	総務課 6
ぼうさいめむろ306	携帯局	総務課 7
ぼうさいめむろ307	携帯局	総務課 8
ぼうさいめむろ308	携帯局	総務課 9
ぼうさいめむろ309	携帯局	総務課10
ぼうさいめむろ310	携帯局	総務課11
ぼうさいめむろ311	携帯局	総務課12
ぼうさいめむろ312	携帯局	総務課13
ぼうさいめむろ313	携帯局	総務課14
ぼうさいめむろ314	携帯局	総務課15
ぼうさいめむろ315	携帯局	総務課16
ぼうさいめむろ316	携帯局	環境土木課

識別信号	分類	配置場所
ぼうさいめむろ317	携帯局	環境土木課
ぼうさいめむろ318	携帯局	環境土木課
ぼうさいめむろ319	携帯局	環境土木課
ぼうさいめむろ320	携帯局	水道課
ぼうさいめむろ321	携帯局	北伏古コミュニティセンター
ぼうさいめむろ322	携帯局	坂の上コミュニティセンター
ぼうさいめむろ323	携帯局	東工産業振興センター
ぼうさいめむろ324	携帯局	雄馬別コミュニティセンター
ぼうさいめむろ325	携帯局	上伏古コミュニティセンター
ぼうさいめむろ326	携帯局	栄コミュニティセンター
ぼうさいめむろ327	携帯局	中伏古コミュニティセンター
ぼうさいめむろ328	携帯局	新生地域福祉館
ぼうさいめむろ329	携帯局	東芽室地域福祉館
ぼうさいめむろ330	携帯局	渋山地区林業研修センター
ぼうさいめむろ331	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ332	携帯局	上芽室農業研修センター
ぼうさいめむろ333	携帯局	高岩地域福祉館
ぼうさいめむろ334	携帯局	西芽室地域福祉館
ぼうさいめむろ335	携帯局	西士狩地域福祉館
ぼうさいめむろ336	携帯局	平和地域福祉館
ぼうさいめむろ337	携帯局	北明コミュニティセンター
ぼうさいめむろ338	携帯局	毛根コミュニティセンター
ぼうさいめむろ339	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ340	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ341	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ342	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ343	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ344	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ345	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ346	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ347	携帯局	総務課
ぼうさいめむろ348	携帯局	環境土木課
ぼうさいめむろ400	車載局	環境土木課 (除雪車1)
ぼうさいめむろ401	車載局	環境土木課 (除雪車2)
ぼうさいめむろ402	車載局	環境土木課 (除雪車3)
ぼうさいめむろ403	車載局	環境土木課 (除雪車4)
ぼうさいめむろ404	車載局	環境土木課 (除雪車5)
ぼうさいめむろ405	車載局	環境土木課 (除雪車6)
ぼうさいめむろ406	車載局	環境土木課 (除雪車7)
ぼうさいめむろ407	車載局	環境土木課 (除雪車8)
ぼうさいめむろ408	車載局	環境土木課 (除雪車9)
ぼうさいめむろ409	車載局	環境土木課 (除雪車10)

識別信号	分類	配置場所
ぼうさいめむろ410	車載局	環境土木課（除雪車1 1）
ぼうさいめむろ411	車載局	環境土木課（除雪車1 2）
ぼうさいめむろ412	車載局	環境土木課（除雪車1 3）
ぼうさいめむろ413	車載局	環境土木課（除雪車1 4）
ぼうさいめむろ414	車載局	環境土木課（除雪車1 5）
ぼうさいめむろ415	車載局	環境土木課（除雪車1 6）
ぼうさいめむろ416	車載局	環境土木課（除雪車1 7）
ぼうさいめむろ417	車載局	環境土木課（除雪車1 8）
ぼうさいめむろ418	車載局	環境土木課（除雪車1 9）
ぼうさいめむろ419	車載局	環境土木課（除雪車2 0）
ぼうさいめむろ420	車載局	環境土木課（除雪車2 1）
ぼうさいめむろ421	車載局	環境土木課（除雪車2 2）
ぼうさいめむろ422	車載局	都市経営課（フィット）
ぼうさいめむろ423	車載局	環境土木課（除雪車2 4）
ぼうさいめむろ424	車載局	環境土木課（公園車両）
ぼうさいめむろ425	車載局	環境土木課（公園車両）
ぼうさいめむろ500	車携帯局	環境土木課道路維持係
ぼうさいめむろ501	車携帯局	環境土木課道路維持係
ぼうさいめむろ502	車携帯局	環境土木課道路維持係
ぼうさいめむろ503	車携帯局	環境土木課道路維持係
ぼうさいめむろ504	車携帯局	環境土木課道路維持係
ぼうさいめむろ505	車携帯局	農林課土地改良係 1
ぼうさいめむろ506	車携帯局	農林課土地改良係 2
ぼうさいめむろ507	車携帯局	水道課水道工務係
ぼうさいめむろ508	車携帯局	水道課下水道係
ぼうさいめむろ509	車携帯局	農林課農林環境係
ぼうさいめむろ510	車携帯局	農林課畜産振興係
ぼうさいめむろ511	車携帯局	環境土木課生活環境係
ぼうさいめむろ600	中継局	総務課

重要水防箇所（帯広建設管理部（知事管理区間））

No.	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	十勝川	美生川	左岸	基線	(国) 美生橋	0.60	美生	(町) 美生大橋から0.50km下流	3.90	3.30	B	有	
2	十勝川	ピウカ川	左岸	西2条	(国) 元村橋	0.10	西5条	(町) ピウカ橋	0.70	0.60	B	有	
3	十勝川	ピウカ川	左岸	西5条	(町) ピウカ橋	0.70	西6条	(町) 南1線橋から0.10km下流	1.00	0.30	A	有	樋門
4	十勝川	ピウカ川	左岸	西6条	(町) 南1線橋から0.10km下流	1.00	西6条	(町) 泉橋	1.30	0.30	B	有	
5	十勝川	芽室川	左岸	西芽室	(国) 芽室橋から1.30km下流	0.00	西芽室	(国) 芽室橋から0.40km下流	0.90	0.90	B	有	樋門
6	十勝川	芽室川	左岸	西芽室	JR芽室本線鉄道橋から0.30km上流	3.50	西芽室	(町) 西芽室橋から0.20km下流	3.70	0.20	B	有	
7	十勝川	芽室川	右岸	西芽室	(国) 芽室橋から1.30km下流	0.00	西芽室	(国) 芽室橋から0.40km下流	0.90	0.90	B	有	
8	十勝川	芽室川	右岸	西芽室	(国) 芽室橋から0.19km上流	1.30	西芽室	(国) 芽室橋から0.30km上流	1.50	0.20	B	有	
9	十勝川	芽室川	右岸	西芽室	(国) 芽室橋から0.80km上流	2.10	西芽室	(国) 芽室橋から1.00km上流	2.30	0.20	B	有	
10	十勝川	芽室川	右岸	西芽室	JR芽室本線鉄道橋から0.30km上流	3.50	西芽室	(町) 西芽室橋から0.20km下流	3.70	0.20	B	有	
11	十勝川	シブサラビバウシ川	右岸	西士狩	シブサラ橋から0.40km下流	1.60	西士狩	シブサラ橋から0.20km下流	1.80	0.20	B	有	
12	十勝川	シブサラビバウシ川	左岸	西士狩	シブサラ橋から0.40km下流	1.60	西士狩	シブサラ橋から0.20km下流	1.80	0.20	B	有	

重要水防箇所評定一覧表（帯広開発建設部）

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
1	十勝川	左岸	西士狩築堤	65.80 ~ 65.80	0.17	堤防高	B	
2	十勝川	左岸	美蔓築堤	67.60 ~ 67.80	0.42	堤防高	B	
3	十勝川	左岸	美蔓築堤	68.60 ~ 68.60	0.21	堤防高	B	
4	十勝川	左岸	美蔓築堤	69.60 ~ 69.60	0.21	堤防高	B	
5	十勝川	左岸	芽室太築堤	70.80 ~ 70.80	0.18	堤防高	B	
6	十勝川	左岸	芽室太築堤	71.00 ~ 71.00	0.18	堤防高	A	重点区間
7	十勝川	左岸	芽室太築堤	71.20 ~ 72.20	1.10	堤防高	B	
8	十勝川	左岸	芽室太築堤	73.20 ~ 73.40	0.37	堤防高	B	
9	十勝川	左岸	芽室太築堤	75.60 ~ 75.60	0.18	堤防高	B	
10	十勝川	左岸	芽室太築堤	77.00 ~ 77.00	0.18	堤防高	B	
11	十勝川	右岸	ピウカ築堤	69.60 ~ 69.60	0.20	堤防高	B	重点区間
12	十勝川	右岸	ピウカ築堤	69.80 ~ 69.80	0.20	堤防高	B	
13	十勝川	右岸	ピウカ築堤	70.80 ~ 71.20	0.59	堤防高	B	
14	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.40 ~ 71.40	0.15	堤防高	B	重点区間
15	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.40 ~ 71.40	0.15	堤防高	B	重点区間
16	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.80 ~ 72.00	0.30	堤防高	B	
17	十勝川	右岸	芽室築堤	72.20 ~ 72.60	0.54	堤防高	B	
18	十勝川	右岸	芽室築堤	73.20 ~ 73.40	0.36	堤防高	B	
19	十勝川	右岸	芽室築堤	73.20 ~ 73.40	0.36	堤防高	B	
20	十勝川	右岸	中島築堤	75.60 ~ 75.80	0.42	堤防高	B	
21	十勝川	左岸	芽室太築堤	77.50 ~ 77.70	0.18	水衝・洗堀	A	
22	十勝川	左岸	芽室太築堤	77.70 ~ 77.90	0.18	水衝・洗堀	B	
23	十勝川	左岸	芽室太築堤	78.40 ~ 78.60	0.37	水衝・洗堀	B	
24	十勝川		祥栄橋	71.07		工作物	A	
25	十勝川	右岸	中島築堤	76.00 ~ 76.24	0.24	破堤跡	要注意	
26	十勝川	左岸	西士狩築堤	64.65 ~ 64.70	0.08	旧川跡	要注意	
27	十勝川	左岸	美蔓築堤	66.80 ~ 66.85	0.07	旧川跡	要注意	
28	十勝川	左岸	美蔓築堤	69.30 ~ 69.35	0.08	旧川跡	要注意	
29	十勝川	左岸	芽室太築堤	70.00 ~ 70.05	0.04	旧川跡	要注意	

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
30	十勝川	左岸	芽室太築堤	71.20 ~ 71.80	0.47	旧川跡	要注意	
31	十勝川	左岸	芽室太築堤	72.20 ~ 72.50	0.26	旧川跡	要注意	
32	十勝川	左岸	芽室太築堤	73.40 ~ 73.60	0.19	旧川跡	要注意	
33	十勝川	左岸	芽室太築堤	74.00 ~ 74.25	0.22	旧川跡	要注意	
34	十勝川	左岸	芽室太築堤	74.35 ~ 74.40	0.08	旧川跡	要注意	
35	十勝川	左岸	芽室太築堤	74.90 ~ 75.20	0.31	旧川跡	要注意	
36	十勝川	左岸	芽室太築堤	75.70 ~ 75.80	0.09	旧川跡	要注意	
37	十勝川	左岸	芽室太築堤	75.90 ~ 76.50	0.46	旧川跡	要注意	
38	十勝川	左岸	芽室太築堤	77.50 ~ 78.00	0.51	旧川跡	要注意	
39	十勝川	左岸	芽室太築堤	78.00 ~ 78.50	0.35	旧川跡	要注意	
40	十勝川	左岸	芽室太築堤	78.75 ~ 78.90	0.13	旧川跡	要注意	
41	十勝川	右岸	西帯広築堤	65.20 ~ 65.30	0.08	旧川跡	要注意	
42	十勝川	右岸	ピウカ築堤	69.80 ~ 70.50	0.72	旧川跡	要注意	
43	十勝川	右岸	ピウカ築堤	70.80 ~ 70.85	0.07	旧川跡	要注意	
44	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.05 ~ 71.20	0.09	旧川跡	要注意	
45	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.45 ~ 71.55	0.11	旧川跡	要注意	
46	十勝川	右岸	ピウカ築堤	71.95 ~ 72.00	0.05	旧川跡	要注意	
47	十勝川	右岸	芽室築堤	72.10 ~ 72.50	0.41	旧川跡	要注意	
48	十勝川	右岸	芽室築堤	72.90 ~ 73.50	0.56	旧川跡	要注意	
49	十勝川	右岸	芽室築堤	74.10 ~ 74.30	0.22	旧川跡	要注意	
50	十勝川	右岸	中島築堤	74.60 ~ 74.70	0.16	旧川跡	要注意	
51	十勝川	右岸	中島築堤	75.30 ~ 75.40	0.13	旧川跡	要注意	
52	十勝川	右岸	中島築堤	75.60 ~ 75.65	0.08	旧川跡	要注意	
53	十勝川	右岸	中島築堤	75.85 ~ 76.55	0.65	旧川跡	要注意	
54	十勝川	右岸	御影築堤	76.65 ~ 76.70	0.03	旧川跡	要注意	
55	十勝川	右岸	御影築堤	76.90 ~ 77.10	0.12	旧川跡	要注意	
56	十勝川	右岸	御影築堤	76.65 ~ 77.10	0.39	旧川跡	要注意	

土砂災害警戒区域等一覧

1 急傾斜地崩壊発生の可能性

No.	指定区域名	所在地	箇所番号	警戒／特別警戒	備考
急001	芽室東6条10丁目	東6条10丁目	I-8-45-2691	特別警戒区域	
急002	芽室西3条7丁目	西3条7丁目	II-8-58-2065	特別警戒区域	
急003	芽室西士狩	西士狩	III-8-26-727	特別警戒区域	
急004	芽室美蔓	北芽室	III-8-26-728	特別警戒区域	
急006	芽室東4条10丁目	東4条10丁目	III-8-26-730	特別警戒区域	
急007	芽室東1条10丁目	東1条10丁目	III-8-26-731	特別警戒区域	
急008	芽室渋山	渋山	III-8-26-732	特別警戒区域	
急009	芽室東伏美	伏美	III-8-26-733	特別警戒区域	

2 土石流発生の可能性

No.	指定区域名	所在地	溪流番号	警戒／特別警戒	備考
土001	西伏美牧場川	伏美	II-81-0310	特別警戒区域	
土002	新伏美一の沢川	渋山	II-81-0320	警戒区域のみ	
土003	渋山二の沢川	渋山	II-81-0330	警戒区域のみ	
土004	渋山学校沢	渋山	II-81-0340	警戒区域のみ	
土005	ICの沢川	祥栄	II-81-0350	警戒区域のみ	
土006	北明学校沢	北明	II-81-0370	警戒区域のみ	
土007	西士狩一の沢川	西士狩	II-81-0380	警戒区域のみ	
土008	西士狩二の沢川	西士狩	II-81-0390	警戒区域のみ	
土009	西士狩三の沢川	西士狩	II-81-0400	特別警戒区域	
土010	西伏美牧場二の沢川	伏美	III-81-013	特別警戒区域	
土011	西伏美牧場三の沢川	伏美	III-81-014	警戒区域のみ	
土012	西伏美橋沢川	伏美	III-81-015	警戒区域のみ	
土013	北五線の沢川	西士狩	III-81-016	特別警戒区域	
土014	北五線二の沢川	西士狩	III-81-017	警戒区域のみ	
土016	北五線四の沢川	西士狩	III-81-019	特別警戒区域	

災害協定締結先一覧

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
1	災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	株式会社福原	H11. 7. 26	商品の供給・運搬、必要な情報の提供。町が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬	
2	災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	株式会社ダイイチ	H11. 8. 5	商品の供給・運搬、必要な情報の提供。町が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬	
3	災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	芽室町商工協同組合	H11. 10. 1	商品の供給・運搬、必要な情報の提供。町が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬	
4	災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	芽室町商工会	H11. 10. 18	商品の供給・運搬、必要な情報の提供。町が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬	
5	災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	芽室町農業協同組合	H11. 10. 18	商品の供給・運搬、必要な情報の提供。町が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬	
6	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	葬祭用品を供給する必要がある場合、遺体収容所へ提供する。	北海道が協定を締結
7	災害時の遺体搬送等に関する協定書	社団法人全国霊柩自動車協会	H18. 6. 23	遺体搬送について、安置所等から斎場等へ遺体を搬送する。	北海道が協定を締結
8	災害時等の相互応援に関する協定書	岐阜県揖斐郡揖斐川町	H18. 7. 29	救援・救助等に必要な車両、機械、用具等、食糧、飲料水等の提供、資機材等の提供、職員の派遣等	
9	災害救助用米穀等引渡協定書	農林水産省北海道農政事務所	H18. 10. 3	災害救助法・国民保護上発動中に緊急的に必要となったときに米穀の引き渡しを行う。	北海道が協定を締結
10	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	株式会社セイコーマート	H18. 12. 22	物資の供給、徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水、道路案内提供）等	北海道が協定を締結
11	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H18. 12. 22	飲料の供給・輸送、災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	北海道が協定を締結
12	災害時の歯科医療救護活動に関する競艇	社団法人十勝歯科医師会	H19. 7. 6	歯科医師救護活動の実施	十勝町村会
13	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ローソン	H20. 2. 21	供給・製造が可能な範囲内の物資供給	北海道が協定を締結
14	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	NPO法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16	災害救助犬の出動	北海道が協定を締結

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
15	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	供給・製造が可能な範囲内での物資供給	北海道が協定を締結
16	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	H20. 7. 24	供給・製造が可能な範囲内での物資供給	北海道が協定を締結
17	災害時における帰宅者支援に対する協定書	株式会社壺番屋	H20. 12. 17	帰宅困難者に対する水道水・トイレ等の提供、道路情報等の提供	北海道が協定を締結
18	災害時における帰宅者支援に対する協定書	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	H20. 12. 17	帰宅困難者に対する水道水・トイレ等の提供、道路情報等の提供	北海道が協定を締結
19	災害時における帰宅者支援に対する協定書	北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	帰宅困難者に対する水道水・トイレ等の提供、道路情報等の提供	北海道が協定を締結
21	災害時における帰宅者支援に対する協定書	株式会社モスフードサービス	H20. 12. 17	帰宅困難者に対する水道水・トイレ等の提供、道路情報等の提供	北海道が協定を締結
22	災害時における帰宅者支援に対する協定書	株式会社ローソン	H20. 12. 17	帰宅困難者に対する水道水・トイレ等の提供、道路情報等の提供	北海道が協定を締結
23	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	サントリーフーズ株式会社	H20. 12. 18	飲料の提供、応急対策拠点用地として敷地の提供、災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供、配送ドライバー等による災害情報提供	北海道が協定を締結
24	災害時における隊友会の協力に関する協定書	社団法人隊友会 北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	災害・安否・生活情報の収集、伝達補助。給水・炊き出し等、避難所開設・運営補助等	北海道が協定を締結
25	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道株式会社	H22. 1. 20	調達可能な物資の供給、営業の早期再開、帰宅困難者のトイレ・災害情報等の提供、道路案内等	北海道が協定を締結
26	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H22. 4. 13	自動販売機電光掲示板による地域情報、防災情報等の提供、災害時の自動販売機内在庫飲料の無償提供	
27	災害時の発生における芽室町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の協力に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H23. 2. 10	LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事、LPガス供給に必要な関連機器の設置・撤去等	帯広市 (担当は芽室)

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
28	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームマック株式会社	H23. 3. 23	調達可能な物資の供給、営業の早期再開、帰宅困難者のトイレ・災害情報等の提供、道路案内等	北海道が協定を締結
29	災害時の協力に関する協定書	芽室建設業協会	H23. 7. 1	施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築・共有、協力実施体制の構築・協力	
30	災害時における避難者の自動車輸送の協力に関する協定書	有限会社こぼとハイヤー	H23. 7. 1	避難者の自動車輸送協力	
31	災害時における避難者の自動車輸送の協力に関する協定書	株式会社芽室自動車学校かしわ交通	H23. 7. 1	避難者の自動車輸送協力	
32	定住自立圏の形成に関する協定	帯広市	H23. 7. 7	さまざまな分野での応援要請	
33	災害時の福祉避難所としての使用の協力に関する協定書	医療法人社団三草会介護老人保健施設りらく	H23. 12. 13	居宅困難な要援護者などの避難収容	
34	災害時の福祉避難所としての使用の協力に関する協定書	社会福祉法人慧誠会特別養護老人ホームけいせい苑	H23. 12. 13	居宅困難な要援護者などの避難収容	
35	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	緊急車両等、重要施設、避難所等への石油類の優先供給、給油所での帰宅困難者への水道・トイレ等の提供	北海道が協定を締結
36	災害対策の協力に関する協定書	めむろ町建築協会	H23. 12. 31	施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築・共有、協力実施体制の構築・協力	
37	災害時における遺体搬送等に関する協定書	社団法人全国霊柩自動車協会	H24. 3. 15	霊柩自動車等による遺体搬送、遺体搬送等に必要な資機材等の提供	
38	災害時等の相互応援に関する協定書	広尾郡広尾町	H24. 3. 27	救援・救助等に必要な車両、機械、用具等、食糧、飲料水等の提供、資機材等の提供、職員の派遣等	
39	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	帯広地方石油業協同組合	H24. 5. 18	緊急車両等、重要施設、避難所等への石油類の優先供給、給油所での帰宅困難者への水道・トイレ等の提供	
40	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社共成レントテム	H25. 3. 8	災害時における必要な機材の提供を行う	

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
41	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 北海道建設業協会	H25. 3. 25	北海道建設業協会の構成企業が所有する建設資材及び労力の協力を行う。	北海道が協定を締結
42	災害時における輸送車料提供に関する協定書	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25	災害時の応急対応等のための車両提供を行う。	北海道が協定を締結
43	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社北海道ファミリーマート 株式会社ファミリーマート	H25. 11. 22	供給・製造が可能な範囲内の物資供給	北海道が協定を締結
44	災害時における行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	被災者支援相談センターの開設 道又は市町村へ北海道行政書士会員の派遣	北海道が協定を締結
45	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	株式会社A I R D O	H26. 1. 29	離島からの住民等避難のための輸送。被災地の支援要員、救援物資等の輸送	北海道が協定を締結
46	災害時の応援に関する協定	北海道財務局	H26. 3. 28	避難施設運営補助、災害ボランティア等の受付、罹災証明書発行に関する業務など	北海道・北海道市長会・北海道町村会が財務局と協定を締結
47	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合十勝支部	H26. 7. 29	避難所生活者や自宅の風呂が使用できない町民等への風呂の提供、町民等が緊急に避難する場所として公衆浴場及び敷地の提供、生活用水の町民等への提供など	
48	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	災害や有事の際、被災住民等を救助するための調達可能な物資の供給	北海道が協定を締結
49	災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	帯広信用金庫	H27. 2. 2	災害時に店舗を一時避難所として提供	
50	緊急時における輸送業務に関する協定書	一般社団法人十勝地区トラック協会	H27. 2. 17	災害時における物資輸送のための車両等提供	
51	災害時における協力に関する協定	公益財団法人帯広地方隊友会帯広連合支部	H27. 3. 30	災害時における被災時対応（避難所開設、がれき撤去など）に係る補助	

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
52	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道	H27. 2. 19	食料、飲料水、生活必需物資、資機材等の提供・あつせん。被災者の救出医療等に必要な物資等の提供・あつせん。職員の派遣。広域一時避難	
53	災害時における芽室町と芽室町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社北海道支社	H27. 2. 20	災害時における物資輸送のための車両等提供	
54	災害時の応急対策活動の実施に係る協定	一般社団法人北海道電気保安協会	H27. 7. 24	電力復旧のために必要な調査、復旧工事の監督・指導	
55	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン株式会社	H28. 6. 20	災害救助に必要な食糧、生活必需品等を供給	北海道が協定を締結
56	株式会社藤丸と十勝総合振興局の包括連携協定	株式会社藤丸	H28. 11. 4	生活必需物資の供給・輸送、帰宅困難者への支援	十勝総合振興局が協定を締結
57	災害時における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29. 1. 27	災害時における被災者のホテル・旅館等への受け入れ対応	北海道が協定を締結
58	災害時における協力体制に関する協定	一般社団法人北海道士木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	供給可能な資材の把握・報告。資材調達に係る対応	北海道が協定を締結
59	災害時等の相互応援に関する協定	岐阜県揖斐郡大野町	H29. 2. 15	救援・救助等に必要な車両、機械、用具等、食糧、飲料水等の提供、資機材等の提供、職員の派遣等	
60	災害時等の相互応援に関する協定	岐阜県揖斐郡池田町	H29. 2. 15	救援・救助等に必要な車両、機械、用具等、食糧、飲料水等の提供、資機材等の提供、職員の派遣等	
61	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	供給可能な段ボール製品調達に係る対応	北海道が協定を締結
62	災害時における相談業務の応援に関する協定	北海道弁護士会連合会他6団体	H29. 6. 2	相談会への相談業務従事者の派遣等	北海道が協定を締結
63	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン第一事業本部北海道エリア統括部	H29. 6. 28	地図製品（住宅地図・広域図・ZNETTOWN）の供給	

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
64	災害時の物資供給に関する協定書	株式会社セブン -イレブン・ジ ャパン	H29. 8. 17	災害時に食料品、飲料、日用品等の供給	
65	災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナ 株式会社	H29. 8. 25	災害緊急時用ダンボールベット、段ボールシート、段ボール製パーテーション、段ボールケース等のダンボール製品の供給	
66	芽室町と芽室町内郵便局との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会 社（芽室町内郵 便局）	H29. 12. 20	高齢者等の見守り・情報提供、道路損傷等の情報提供	
67	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社おびひ ろ市民ラジオ	H30. 3. 7	災害時の内容配信、防災減災に係る取組の配信	
68	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社エフエ ムおびひろ	H30. 3. 7	災害時の内容配信、防災減災に係る取組の配信	
69	大規模災害時における支援活動に関する協定	株式会社 北海 道丸和ロジステ イクス／一般社 団法人 AZ-COM 丸和・支援ネッ トワーク	H30. 12. 6	支援物資等の調達活動及び仕分け、輸送、救援活動等	
70	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー 株式会 社	H31. 1. 22	アクセス負荷軽減を目的としたキャッシュサイトの掲載。避難所の情報を平時から掲載・周知すること。避難情報を掲載・周知すること。災害発生時の被害情報、ライフライン情報、ボランティア受入情報を掲載・周知すること。避難所等の必要救援物資情報を掲載・周知すること。	
71	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社 カナ モト 帯広営業 所	H31. 2. 14	災害時のレンタル機材の供給	
72	災害時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書	株式会 社 明 治 十勝工場	R元. 10. 11	災害時における指定緊急避難所としての施設使用	
73	災害時における機器・役務等の提供協力に関する協定	ノースアジャ スト株式会社	R3. 2. 8	災害時の避難所等において必要となる機器等の物資及び清掃作業等の役務の提供	

No	協定名	協定先	協定年月日	内容	備考
74	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	R3. 2. 9	災害時に必要な資機材の調達	
75	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社 北海道支店	R4. 10. 3	避難所等への救援物資の配送の実施	
76	災害時の福祉避難所としての使用の協力に関する協定	社会福祉法人 柏の里めむろ	R5. 9. 1	要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者の日常生活の支援	
77	災害時の災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会	R5. 9. 26	災害ボランティアに関する各種相談 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理	

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- （3）被災市町村に対する災害救急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入を求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災者市町村の長に通知するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じない事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局の市町
石狩振興局	石狩振興局の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局の市町
日高振興局	日高振興局の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局の市町
檜山振興局	檜山振興局の町
上川総合振興局	上川総合振興局の市町村
留萌振興局	留萌振興局の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局の市町村
根室振興局	根室振興局の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入額及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各号の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

(別表省略)

定住自立圏の形成に関する協定書（北海道帯広市）

帯広市（以下「甲」という。）と芽室町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、連携協力と役割分担によって、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝の更なる発展と魅力の向上を図るため、定住自立圏の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 7月 7日

帯広市西5条南7丁目1番地
甲 帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

河西郡芽室町東2条2丁目14番地
乙 芽室町
芽室町長 宮 西 義 憲

(別表省略)

災害時の相互応援に関する協定書（北海道広尾郡広尾町）

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道河西郡芽室町と北海道広尾郡広尾町（以下「協定町」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、法第2条第1号の災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、被災町が他の町に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び救助活動に必要な車両、機械、用具の提供
- (2) 食料、飲料水、その他生活必需品の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応援活動に必要な職員の派遣及びボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び被害の状況
- (2) 応援の種類並びに応援職員数及び車両、機械、用具等の資機材数
- (3) 任務内容及び集結場所とその経路並びに期間
- (4) 前各号に定めるもののほか応援活動に必要な情報

（応援の実施）

第5条 応援を要請された町は、これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 応援を行おうとする町は、被災町から応援の要請がない場合であっても、被災町との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとおもに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 応援を要請された町が、その要請に応じられない場合は、速やかに被災町に伝えるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う町が負担する。

- 2 前項の規定により難しい場合は、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第4項の規定により、派遣された職員（以下「派遣職員という。」に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害の防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成24年3月27日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町それぞれ記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成24年3月27日

北海道河西郡芽室町長 宮 西 義 憲

北海道広尾郡広尾町長 村 瀬 優

立会人 北海道河西郡芽室町議会議長 広 瀬 重 雄

立会人 北海道広尾郡広尾町議会議長 阿 曾 公 道

災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐川郡揖斐川町）

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道河西郡芽室町と岐阜県揖斐川郡揖斐川町（以下「協定町」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、法第2条第1号の災害が発生し、被災町独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、被災町が他の町に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び救助活動に必要な車両、機械、用具の提供
- (2) 食料、飲料水、その他生活必需品の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応援活動に必要な職員の派遣及びボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 応援の種類並びに応援職員数及び車両、機械、用具等の資機材数
- (3) 任務内容及び集結場所とその経路並びに期間
- (4) その他前各号に定めるもののほか、応援活動に必要な情報

（応援の実施）

第5条 応援を要請された町は、これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援を行おうとする町は、被災町から応援の要請がない場合であっても、被災町との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う町が負担する。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員という。」）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成18年7月29日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町それぞれ記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成18年7月29日

北海道河西郡芽室町長 宮西義憲 印

岐阜県揖斐川郡揖斐川町長 宗宮孝生 印

(立会人) 北海道河西郡芽室町議会議長 平野勝一 印

(立会人) 岐阜県揖斐川町議会議長 清水政則 印

災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐郡大野町）

北海道河西郡芽室町と岐阜県揖斐郡大野町（以下「協定町」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、災害時における相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災町独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、協定町が応援及び応急措置等を円滑に遂行することを目的とする。

（連絡窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び救助活動に必要な車両、機械、用具の提供
- (2) 食料、飲料水、その他生活必需品の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応援活動に必要な職員の派遣及びボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応急要請の手続き）

第4条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 応援の種類並びに応援職員数及び車両、機械、用具等の資機材数
- (3) 任務内容及び集結場所とその経路並びに期間
- (4) その他前各号に定めるもののほか、応援活動に必要な情報

（応援の実施）

第5条 応援を要請された町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 応援を行おうとする町は、被災町から応援の要請がない場合にあっても、被災町との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う町が負担する。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成29年2月15日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町それぞれ記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成29年2月15日

北海道河西郡芽室町長

岐阜県揖斐郡大野町長

（立会人） 岐阜県揖斐郡揖斐川町長

（立会人） いび川農業協同組合
代表理事組合長

災害時等の相互応援に関する協定書（岐阜県揖斐郡池田町）

北海道河西郡芽室町と岐阜県揖斐郡池田町（以下「協定町」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づいて、相互に要請に基づく災害時の応援措置を実施することとし、そのために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定町で法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災町独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、協定町が応援要請及び応急措置等を円滑に遂行することを目的とする。

（連絡窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び救助活動に必要な車両、機械、用具の提供
- (2) 食料、飲料水、その他生活必需品の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応援活動に必要な職員の派遣及びボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応急要請の手続き）

第4条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 応援の種類並びに応援職員数及び車両、機械、用具等の資機材数
- (3) 任務内容及び集結場所とその経路並びに期間
- (4) その他前各号に定めるもののほか、応援活動に必要な情報

（応援の実施）

第5条 応援を要請された町は、正当な理由がない限りこれに応じるものとする。

2 応援を行おうとする町は、被災町から応援の要請がない場合にあっても、被災町との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う町が負担する。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成29年2月15日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町それぞれ記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成29年2月15日

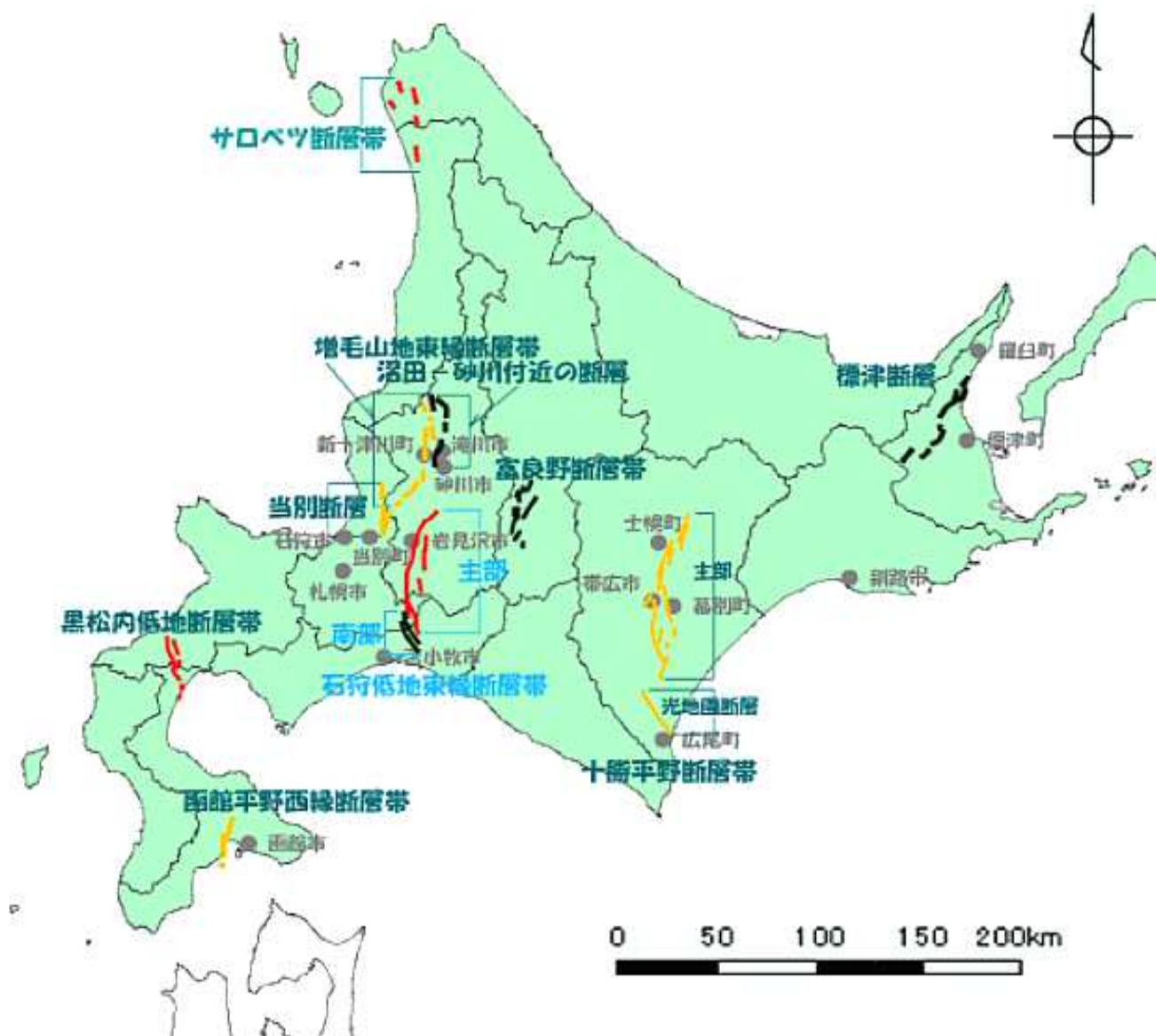
北海道河西郡芽室町長

岐阜県揖斐郡池田町長

（立会人） 岐阜県揖斐郡揖斐川町長

（立会人） いび川農業協同組合
代表理事組合長

北海道の活断層



断層帯の名称	断層帯の位置
石狩低地東縁断層帯主部	美唄市から勇払郡早来（はやきた）町に至る
黒松内低地断層帯	寿都郡寿都町から同郡黒松内町を経て、山越郡長万部町に至る
当別断層	石狩郡当別町二番川付近から同本中小屋付近
函館平野西縁断層帯	上磯郡上磯町から亀田郡大野町に至る
増毛山地東縁断層帯	雨竜郡沼田町から樺戸郡月形町に至る
光地園断層	広尾郡大樹町から同郡広尾町に至る
十勝平野断層帯主部	足寄郡足寄町から帯広市などを経て中川郡幕別町忠類に至る
富良野断層帯西部	空知郡上富良野町から同郡中富良野町を経て、富良野市に至る
富良野断層帯東部	中富良野町から富良野市を経て、空知郡南富良野町に至る
標津断層帯	目梨郡羅臼町から標津郡標津町を経て同郡中標津町に至る
沼田-砂川付近の断層帯	雨竜郡沼田町から砂川市に至る
サロベツ断層帯	天塩郡豊富町から同郡幌延町を経て、同郡天塩町に至る
石狩低地東縁断層帯南部	千歳市から苫小牧市に至る